

## 一般名処方についてのお知らせ

当診療所の処方せんは、銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載しています。一般名処方によって特定の医薬品が供給不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。また、令和 6 年 10 月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額の 1/4 を患者様が負担する仕組み(選定療養)が診療報酬改定により導入されています。

以前から当診療所では診療に伴う診療報酬の項目名称およびその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しております。ご不明な点がございましたら、職員にお問い合わせください。